

京都市交響楽団規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第120号

京都市交響楽団規則の一部を改正する規則

京都市交響楽団規則の一部を次のように改正する。

第6条中「文化市民局長」を「文化市民局文化芸術担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)